

長崎県サプライチェーンマネージメント推進フォーラム規約（案）

（名称）

第1条 このフォーラムは、長崎県サプライチェーンマネージメント推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）という。

（事務局）

第2条 フォーラムの運営業務を遂行するため、事務局を長崎県森林組合連合会（諫早市貝津町1122-6）内に置く。

（目的）

第3条 川上から川下までの流通の各段階における事業者の連携による効率的なサプライチェーンを構築するため、サプライチェーンの構築に意欲のある事業者によるフォーラムを設置し、マッチングの推進や需給情報の共有等を図ることにより、木材産業の生産流通構造改革に資することを目的とする。

（活動）

第4条 フォーラムの事務局は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) フォーラムに参加する事業者（以下「会員」という。）の募集・登録
- (2) 会員によるマッチング等に向けた情報交換会（年4回程度）の開催
- (3) 会員によるマッチング等を通したサプライチェーンの構築を図るための具体的な構想・計画の作成
- (4) 需給データベースの管理（データの入力・更新）や、会員への操作方法等の指導
- (5) 各段階の事業者等を熟知したコーディネーターを配置し、会員間のマッチング等の実施
- (6) その他、フォーラムの目的を達成するために必要な活動

（会員）

第5条 フォーラムは、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 素材生産業者
- (2) 森林組合系統
- (3) 木材製造業者（製材業者、集成材製造業者等）
- (4) 木材流通業者（原木市場、製品市場、商社、プレカット加工業者等）
- (5) 運送業者
- (6) 工務店、地域ビルダー、住宅メーカー等

- (7) 行政機関（国有林を含む）
- (8) その他、フォーラムで会員とすることを適當と認める者

（オブザーバー）

第6条 フォーラムに、会員以外で会長が認める者はオブザーバーとして参加できるものとする。

（役員の定数及び選任）

- 第7条 フォーラムに会長1名、事務局長1名を置く。
- 2 会長は、長崎県地域材供給倍増協議会会長を充てる。
 - 3 事務局長は、会長が指名する。

（部 会）

第8条 フォーラムは、必要に応じて部会を設置することができる。

（運営経費）

- 第9条 フォーラムの運営経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
- (1) 助成金
 - (2) その他

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は協議して定めることとする。

附則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。